

下ノ下ト	
六、油孔及敷代ノ半額ニスルコト	
七、組合制度ヲ撤廃スルコト	
八、不當ノ解雇及何等ノ予告ナシニ解雇 ^{セザ} スルコト	撤回 雇置ス 相當考慮スルコト
九、解雇ノ場合ハ在任中當リ支給セラレタシ	
(イ) 勤続一ケ年未満者ニ對シテ五ケ月、一ケ月ヲ	
増ス毎二十ケ月増金ノコト	
(ロ) 歸國旅費トシテ家族持シ六五ケ月内、独身	
者ニハ二十ケ月内支給スルコト	相當考慮スルコト
九、自己都合ニ依リ退職シタル場合ハ在任中當	
リ支給セラレタシ	
勤続一ケ年未満者ニ對シテ二十ケ月、一ケ月ヲ増	

ス毎ニ五ケ月ヲ増金スルコト

一〇、横炭支會人ヲ組合員ヨリ選出スルコト

一一、外科專醫ヲ設ケルコト

一二、幼稚園ヲ設ケ子供ヲ無料ニテアヅカルコト

(追加要求)

解雇者全部ヲ復職セシムルコト

(炭坑側要求)

(爭議團)

撤回
目下人選中
之ニ類似セル何等カノ方法ヲ講ス

今回ノ爭議主謀者ト認メラレ、有及独身者ヲ合シテ五名ニ對シテ解雇者ニ對シテ二十ケ月ヲ支給シ格下迄之ヲ引取り残り三十八名ヲ飭業組合ニ於テ重山炭坑以外ノ炭坑ニ抽籤ヲ以テ割当ツルコト、シテ若シ解雇又ハ他所ニ轉業スル場合ハ旅費及并當料、安費ヲ家族數ニ應ジテ支給ス